

第16 パッケージ型自動消火設備

令第29条の4第1項の規定に基づく、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成16年総務省令第92号）第2条で規定するパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する基準は、同条の規定によるほか、次によること。

1 設置要件

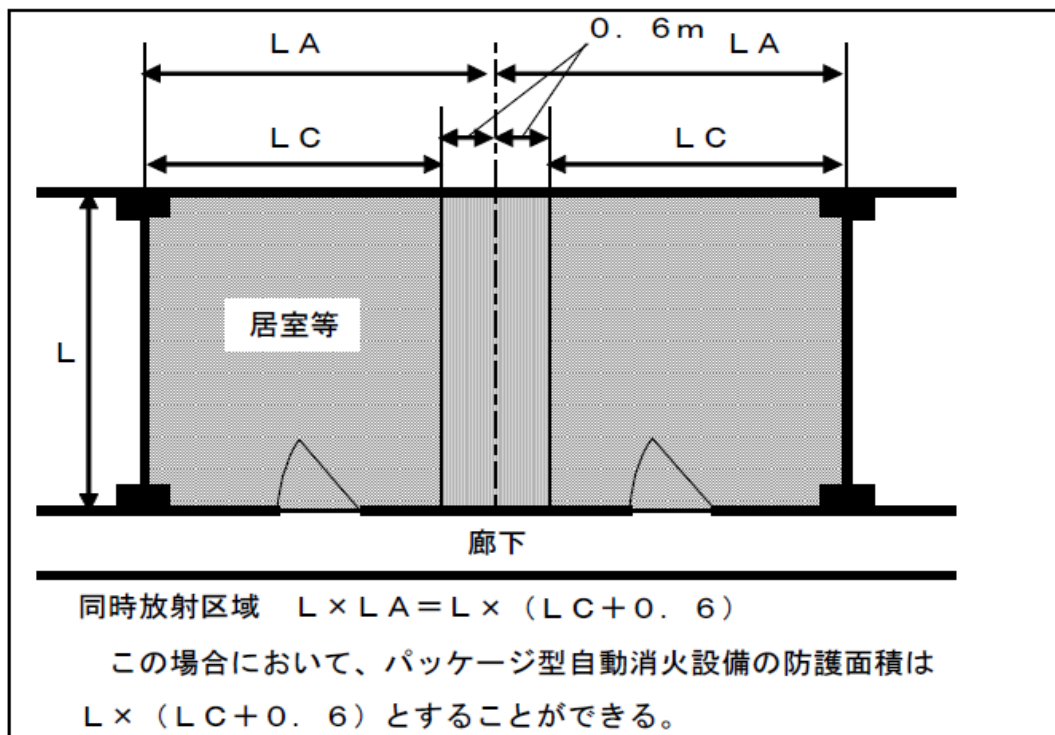
パッケージ型自動消火設備を設置できる防火対象物は、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第13号。以下この第16において「告示第13号」という。）第3の規定によること。

2 設置維持の基準

告示第13号第4の規定によるほか、次によること。

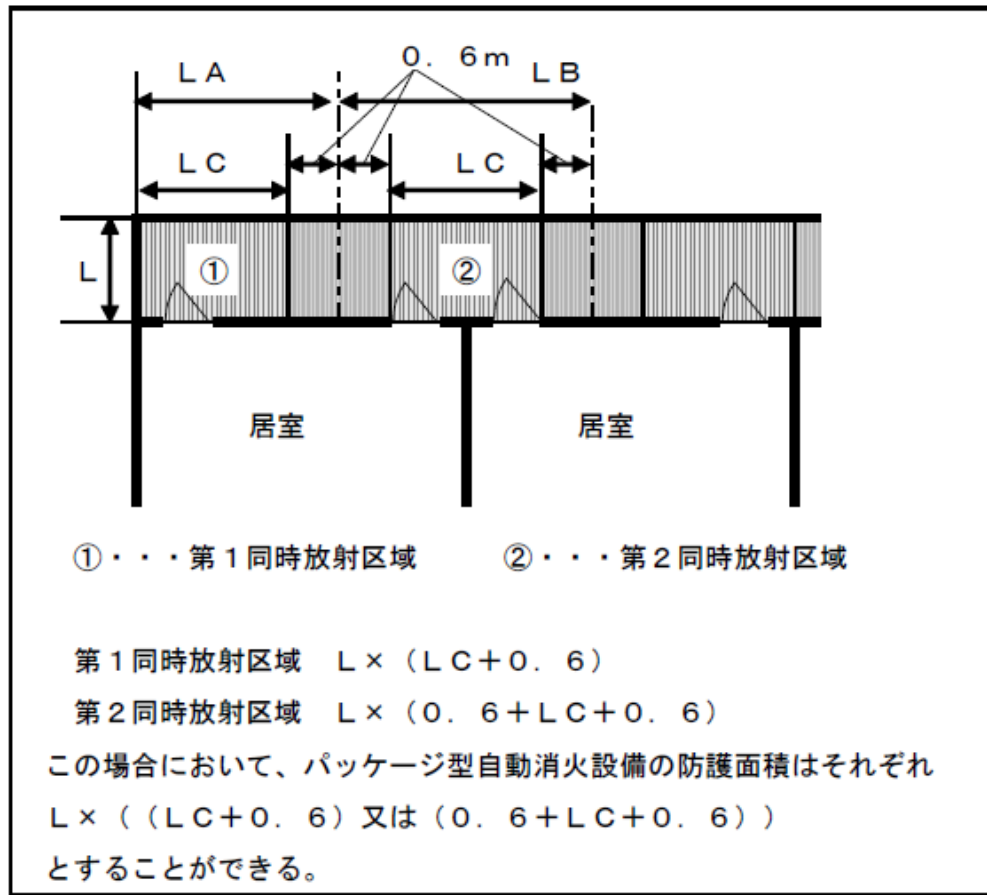
- (1) 防護面積（2以上のパッケージ型自動消火設備を組み合わせる場合にあつては、当該設備の防護面積の合計）については、同時放射区域の面積以上であるものを設置することとされているが、同時放射区域が隣接する場合におけるパッケージ型自動消火設備の防護面積は隣接する部分（壁、戸等により区画されない部分をいう。）に限り0.6m長くすることができるものとする。 （第16-1、-2図参照）

《一の居室等を2の同時放射区域とする場合の例》



第16-1図

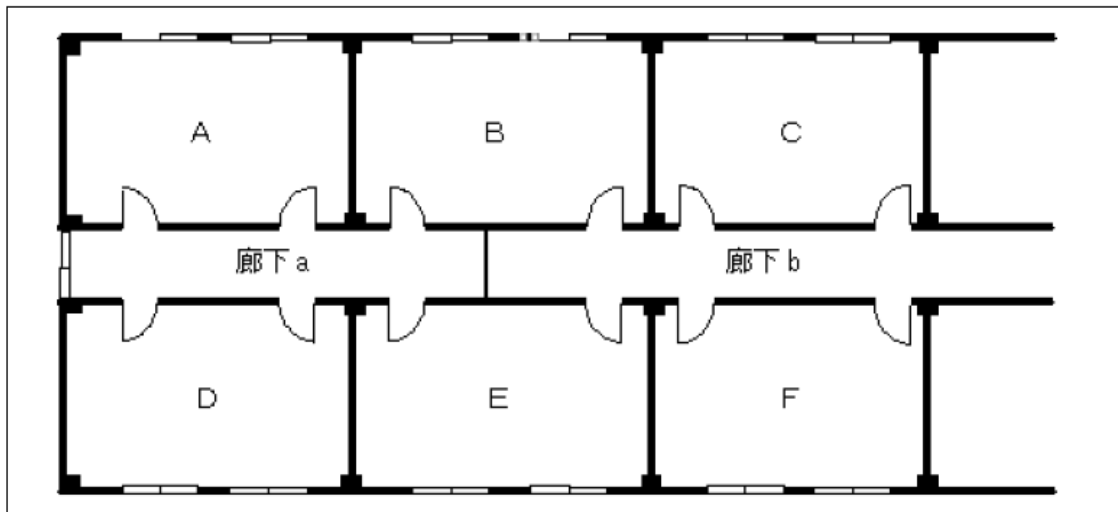
《廊下、通路等を2以上の同時放射区域とする場合》



第16-2図

(2) 消火薬剤、消火薬剤貯蔵容器等、受信装置、作動装置等を2以上の同時放射区域において共用する場合については、告示第13号第4第6号の規定によること。この場合において、告示第13号第4第6号(1)に規定する「隣接する同時放射区域」とは、火災が発生した場合において延焼するおそれのある、当該同時放射区域に接している区域等を全部含むものであること。（第16-3、-4図参照）

《隣接する同時放射区域の例》



	A	B	C	D	E	F	廊下 a	廊下 b
A		○					○	
B	○		○				○	○
C		○						○
D					○		○	
E				○		○	○	○
F					○			○
廊下 a	○	○		○	○			○
廊下 b		○	○		○	○	○	

備考 ① ○印は、隣接するものを示す。

② 廊下 a 及び廊下 b は、一の同時放射区域を告示第13号第4第2号の規定により、区画した場合

③ 各室は、一の同時放射区域となっている。

第16-3図

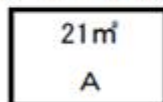
《同時放射区域と最大防護面積の例》

凡例：----- 防火性能を有しない壁
 ————— 防火性能を有する壁

※「防火性能を有する壁」及び「防火戸」については告示第13号第4第6号（1）イ参照

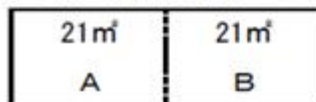
最大防護面積が21㎡のパッケージ型自動消火設備A・B・Cを設置する場合

① 居室の床面積が21㎡以下の場合



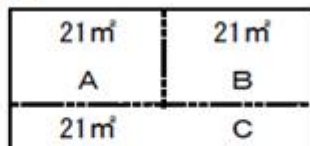
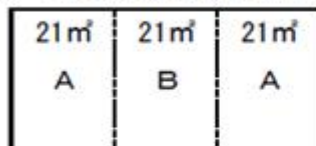
※一の同時放射区域の面積は、13㎡以上とすること。

② 居室の床面積が42㎡以下の場合

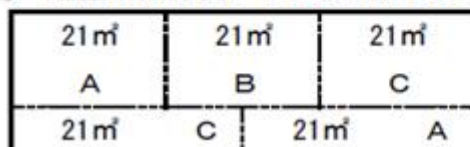


※隣接する同時放射区域間の設備は共用できない。

③ 居室の床面積が63㎡以下の場合



④ 居室の床面積が105㎡以下の場合



⑤ 防火性能を有する壁がある場合

居室 21m ² A	居室 21m ² A
廊下 21m ²	A

※隣接する同時放射区域間で設備を
共用できる。

⑥ 居室の床面積が105m²以下の場合

A 40m ²	B の厨房	階段室	21m ² 通路 A	20m ² A 居室	20m ² A 居室
A	B 84m ² の食堂	A B		21m ² 通路 B	20m ² A 居室

※居室の扉が防火戸
の場合は居室と通
路で設備を共用で
きる。

第16-4図